

～ 10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です ～

労使間トラブルの解決相談会

～労働委員会委員が相談に応じます～

熊本県労働委員会では、解雇や労働条件の変更その他、労働者と事業主との間に起こったトラブルについて、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

この「あっせん」制度を広く知っていただくとともに、本制度の一層の利用拡大を図ることを目的として、**県労働委員会委員(大学教授、弁護士、労働組合役員、会社役員等)**による相談会を次のとおり行います。

労使間のトラブルでお困りの労働者・事業主の皆様、ぜひお気軽にご相談ください。

無料

秘密厳守

<労使間トラブルの解決相談会>

- ◆ 日 時 令和6年10月5日(土)
午前10時00分～午後4時30分
※受付は午後4時までとなります。
- ◆ 会 場 くまもと県民交流館パレア 9階 会議室5
(熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル)
- ◆ 申込方法 事前予約不要(電話予約優先)
- ◆ 相談料 無料

※ 相談時間は、1人30分を目安とします。また、相談は1人1回限りとさせていただきます。

※ 相談内容に係る資料(労働契約書等)があれば、ご持参ください。



<お問い合わせ・予約先>

熊本県労働委員会事務局

熊本市中央区水前寺 6-18-1 (県庁本館3階)

TEL 096-333-2753

※月～金/8:30～12:00、13:00～17:15

WEBサイト

